

債権者 各位

第2回債権者集会が開催されました

令和4年6月29日
破産者株式会社クレジエンテ外
各破産管財人 弁護士 岡田 隆

- 1、破産者株式会社クレジエンテ及び下記各破産者の第2回債権者集会は、令和4年6月28日（火曜日）午後2時から東京地方裁判所において開催されました。

記

- (1) 破産者株式会社クレジエンテ（東京都中央区銀座7丁目9番17号、代表取締役内藤義雄、事件番号東京地方裁判所令和3年（フ）第5406号）
- (2) 破産者株式会社ジェナル（東京都中央区銀座8丁目18番7号パークリュクス銀座mono304号、代表取締役内藤義雄、事件番号令和3年（フ）第6220号）
- (3) 破産者株式会社ラディアンテ（上記同所、代表取締役内藤義雄、事件番号令和3年（フ）第6490号）
- (4) 破産者株式会社蔵皇（上記同所、代表取締役内藤義雄、事件番号令和3年（フ）第6491号）
- 2、第2回債権者集会における破産管財人の報告等は、別紙「破産法157条の報告書（第2回）」pdfのとおりです。

- 3、破産手続は続行となり、次回の第3回債権者集会は、以下のとおりです。

令和4年11月15日（火曜日）午後2時
東京地方裁判所 民事第20部 債権者集会室

なお、東京地方裁判所民事第20部は庁舎の移転が予定されており、次回第3回債権者集会は、これまでの東京家簡地裁合同庁舎（千代田区霞が関）ではなく、目黒区中目黒の新庁舎にて開催される予定です。

場所等の詳細は、改めて本ホームページ上でお知らせします。

また、次回債権者集会への出席は義務ではありませんし、破産手続上、出席をされなくても不利に扱われることはありません。

4、破産手続の進行等に関するお問い合わせは、下記宛に、出来るだけファックスまたは郵便等の方法でご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

[連絡先]

〒102-0076

東京都千代田区五番町3-1 五番町グランドビル9階

市ヶ谷総合法律事務所

本件専用電話番号：03-3239-7325

FAX：03-3239-7322

受付時間：10時～17時（土日祝日を除く）

破産者株式会社クレジエンテ外

各破産管財人 弁護士 岡田 隆

(以上)